

## 少年行刑のための最低基準

九州刑事政策研究会

武内, 謙治  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

大谷, 彬矩  
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/1522063>

---

出版情報 : 法政研究. 82 (1), pp.162-152, 2015-07-27. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



# 少年行刑のための最低基準

九州刑事政策研究会（訳）

## はしがき

本資料は、「少年行刑のための最低基準（Mindeststandards für den Jugendstrafvollzug）」を訳出したものである。

「少年行刑のための最低基準」は、ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（Deutsche Vereinigung für Jugendgerichte und Jugendgerichtshilfe e.V. [DVJJ]）とドイツ保護観察協会（Deutsche Bewährungshilfe e.V. [DBH]）、司法執行ソーシャルワーク連邦協会（Bundesarbeitsgemeinschaft Soziale Arbeit im Justizvollzug e.V. [BAG Soziale Arbeit im Justizvollzug]）、そしてドイツ保護観察官協会（Arbeitsgemeinschaft Deutscher Bewährungshelfer/innen [ADB]）のイニシアティブにより作業が進められ、2007年1月30日のDVJJにおける専門的な議論<sup>(1)</sup>を経て、最終案がまとめられている。本資料は、2011年2月24日に公表されたその改訂版である。

ドイツでは、成人を名宛人とする「自由刑ならびに自由剥奪を伴う改善及び保安処分の執行に関する法律（Gesetz über den Vollzug der Freiheitsstrafe und der freiheitsentziehenden Maßregeln der Besserung und Sicherung）」が1976年に制定された後も、長らく少年行刑法が存在していなかった<sup>(2)</sup>。もっとも、未成年者の行

---

<sup>(1)</sup> この議論への参加者は以下の通りである。Gottfried Beiten, Heinz Cornel, Johannes Feest, Jochen Goerdeler, Theresia Höynck, Siegfried Löprick, Heribert Ostendorf, Hans-Joachim Plewig, Helmut Pollähne, Peter Reckling (DBH), Helmut Schütze, Michael Sommerfeld, Bernd-Rüdeger Sonnen, Joachim Walter. DVJJの組織については、『ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合 (DVJJ)、武内謙治訳「ドイツ少年刑法改革のための諸提案」(現代人文社、2005年) 234頁を参照のこと。

<sup>(2)</sup> そのため、実質的に少年行刑を規整してきたのは、1976年12月15日に制定された行政規則である

刑関係を規整するために特別な法律が必要であることは、比較的早い段階から認識されてきた問題であるといえる。すなわち、1976年の行刑法制定直後、連邦司法省により招集された少年行刑委員会は、1977年から1979年にかけて12回の会合をもち、1980年に最終報告書を出している。それを受け、1980年に連邦司法省が「少年行刑の発展および若年犯罪者の社会編入のための作業草案」を、1984年に同じく連邦司法省が作業草案を作成している。また、翌1985年にJürgen Baumannが代案となる法律案を、さらに1988年にはDVJJの「施設長グループ」が草案を公にしている。その後、1988年、1991年、1993年と立て続けに連邦司法省による討議案が作成され、1993年5月に国会上程案の閣議決定が予定されていたものの、それは「最後の瞬間」に挫折していたのだ<sup>(6)</sup>。

この状況を大きく変えたのは、2006年5月31日の連邦憲法裁判所判決である(BVerfGE 116, 69)。この判決は、少年行刑が法律上明確な根拠をもたない状況にあることを憲法上の社会的法治国家原則に照らし合わせて違憲であると判断するとともに、そのあり方について詳細な議論を展開し、2007年12月31日を期限として立法者が少年行刑法を制定すべきことを宣告した<sup>(7)</sup>。閉塞状況の中で行刑関係立法の背中を押したという意味で、この判決は、成人行刑に関する1972年3月14日判決(BVerfGE 33, 1)や1973年6月5日判決(BVerfGE 35, 202:「Lebach判決」)と同じ役割を果たしたといえることができる。

もともと、その後の少年行刑法制定をめぐる動きは、いささか複雑である。連邦憲法裁判所判決を受けて、2006年6月7日に連邦司法省は少年行刑法草案を公に

---

「少年行刑に関する連邦行政規則 (Bundeseinheitliche Verwaltungsvorschriften zum Jugendstrafvollzug, VVJug)」であった。

<sup>(3)</sup> *Bundeministerium der Justiz* (Hrsg.): Schlussbericht der Jugendstrafvollzugskommission, Köln.

<sup>(4)</sup> *Jürgen Baumann*: Entwurf eines Jugendstrafvollzugsgesetz, Heidelberg 1985.

<sup>(5)</sup> *Gerhard Bulczak, Johannes Fleck, Jöcks, Johannes Kreuzner, Wolf Scheschonka* (Hrsg.): Jugendstrafvollzugsgesetz. Entwurf. Vorgelegt im Auftrage der Arbeitsgemeinschaft der Leiter der Jugendstrafanstalten und der Besonderen Vollstreckungsleiter in der Deutschen Vereinigung für Jugendgericht und Jugendgerichtshilfen e.V., Bonn 1998.

<sup>(6)</sup> Vgl. *Christian Lehmann*, Warum gibt es bis heute kein Jugendstrafvollzugsgesetz? in: *Mechthild Bereswill, Theresia Höyneck* (Hrsg.): Jugendstrafvollzug in Deutschland. Grundlagen, Konzepte, Handlungsfelder, Mönchengladbach 2002, S. 79 ff., Volker Fleck, Neue Verwaltungssteuerung und gesetzliche Regelung des Jugendstrafvollzuges, Mönchengladbach 2004, S. 20 ff. 1980年代までの少年行刑法をめぐる動向を包括的に検討するものとして、*Frieder Dünnkel*, Freiheitsentzug für Junge Rechtsbrecher, Bonn 1990, S. 471 ff.

<sup>(7)</sup> この連邦憲法裁判所判決の内容の詳細とその意義に関しては、武内謙治「少年行刑法は不要か」法政研究74巻4号(2008年)1114頁以下を特に参照のこと。

<sup>(8)</sup>しかし、憲法改正を伴う連邦制度改革を受け、2006年8月に成立した連邦制度改革に関係する「基本法を改正するための法律」（いわゆる「連邦制度改革法」）により未決勾留を含む行刑法令の立法権限が国からラントへ移譲されることが決定したことで、事態は一変し、<sup>(9)</sup>少年行刑法の制定作業は各々のラントで進められることになった。

そのため、現在、ドイツでは、16のラントが各々州法として「少年行刑法」を制定している状況にある。その「少年行刑法」の形態には、①独立した少年行刑法の法典の形をとるもの他、②一般行刑法（および州によっては未決勾留法ならびに保安処分法）の一部として未成年者の行刑関係を規整する特則を置いているものがある。もともと、立法作業にあたり、Berlin、Brandenburg、Bremen、Mecklenburg-Vorpommern、Rheinland-Pfalz、Thüringen、Saarland、Sachsen-Anhalt、Schleswig-Holsteinは、共同のモデル草案を作成した上で州法制定作業にあたっており（これらのラントは、「9つのラント・グループ」の意で「G 9」と称されている）、<sup>(10)</sup>州法案には共通する部分が多くなっている。

「少年行刑のための最低基準」の最初の版は、こうした少年行刑法制定の指針とすべく公表されており、2008年の「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」<sup>(12)</sup>（グライフスヴァルトルールズ）に代表される欧州評議会や国連レベルにおける国際人権法をも強く意識したものになっている。林立するドイツ16州の少年行刑法を比較、整理し、評価する際の基準を提供しているにとどまらず、国内法規範の制定に際して国際人権法の参照状況を確認するのに有益な資料となっているために、本資料を翻訳した次第である。

<sup>(8)</sup> *Bundesministerium der Justiz*: Entwurf eines Gesetzes zur Regelung des Jugendstrafvollzuges (GJVollz) vom ... Stand: 7. Juni 2006

<sup>(9)</sup> この改革により、すでに連邦法として公布されている行刑法は憲法改正後も連邦法として存続するものの、今後ラントは独自の州法でそれを置き換えることができることになった。また、幾多の努力にもかかわらず今日まで連邦法として目の見なかった未決勾留執行法については、今後は州法として立法する道だけが残されることになった。

<sup>(10)</sup> Bayern、Hamburg、Niedersachsen、Sachsenの法律は、成人行刑・保安監置法の一部に特則を設ける形態をとっており、その他のラントは独立の少年行刑法を制定している。Baden-Württembergは、2007年に独立した少年行刑法を制定したものの、2009年にこれを一般行刑法および未決勾留と同一の法律に盛り込んだ司法執行法典を制定している。

<sup>(11)</sup> Sachsenは、当初このグループに参加していたものの、後にここから離脱している。

<sup>(12)</sup> 翻訳として、九州少年法研究会（武内謙治＝斎藤司＝石田倫識＝相澤育郎）訳「制裁又は措置を受ける少年の法違反者のための欧州規則」法政研究74巻3号（2009年）424-383頁〔F 75-116〕を参照のこと。

翻訳にあたっては、大谷彬矩（九州大学法学府博士後期課程）が下訳を作成し、大谷と武内謙治の両名が協議の上で訳文を確定させた。快く翻訳をお許し頂いたDVJJに、この場を借りて、お礼を申し上げたい。なお、本翻訳中、[ ]を付したものは、理解を助ける意図から、翻訳者が補充したものである。

（武内謙治）

## 少年行刑のための最低基準

2011年2月24日

ドイツ連邦憲法裁判所は2006年5月31日の判決によって、2007年末までに少年刑の執行を法律の上に置くよう立法者に要請した。連邦制度改革により、今や、ラントが行刑を規律する管轄権を持つ。この出発点となる状況により、少年行刑に関する統一的な最低基準の制定がいっそう必要になっている。Siegburgと——それから3年前の——Ichtershausenにおける在所者間で起きた殺人事件により、人道的な行刑基準が重要であることが強く明確になっている。

よい（少年）行刑は、常に資源の問題でもある。われわれは、（少年）行刑の限られた資源が実際に重大な事件に集中される場合に、[それが]公衆の安全に最もよく資すると確信している。少年司法は少年刑のほかに、多様な対応可能性を意のままにできる。この多様な対応可能性が用いられなければならない。累犯は、そのようにしてより回避されるであろうし、当事者の[社会的]統合はよりよく促進されるであろう。

### 1 独立の少年行刑法

少年行刑は、独立の、全てを備えた法律の中で規整されなければならない。連邦憲法裁判所は、詳細に少年行刑の特殊性を基礎づけ、そこから[成人]行刑法は少年刑の執行に類推的に適用されえないことを導き出した。異なった執行形態が一つの法律で規整される時、求められる独立性が失われる。加えて、法律内部で相互

参照されるようなことがあれば、法律はさらに理解しがたいものになる。

## 2 執行目的は再社会化（再編入、統合）である

少年行刑は、[釈放後]自由の身になっても再犯のない生活を送る能力を在所者に身につけさせる目的に方向づけられなければならない。それによって、[刑の]執行は、同時に、公共の安全に貢献することになる（連邦憲法裁判所も、そのために、この目的を明確に保持したのである）。結局のところ、[社会の]安全は、再犯を予防することによって達成される。しかし、再犯の予防に優越性が認められるとしても、拘禁や[身体的自由の]制限[の効果]に疑いがある中で、それは完全なものにはならない。それゆえ、法律の規定形式の上では同等であるかのように見せかけられる[例えば、公衆の安全の保持といったような]別の執行目的や任務により、再社会化目的が阻害されないよう、注意しなければならない。

## 3 在所者の包括的な協力

在所者は、自らが関係するあらゆる事柄に参加する権利を有する（国連子どもの権利条約12条）。それゆえ、促進および教育計画（Förder- & Erziehungsplanung）は、在所者の積極的な協働の下で編纂されなければならない。在所者は、執行の日常の形成に積極的に協働できるようにされるべきである。

## 4 親権の保護

憲法上の親権（基本法6条）は、少年刑の執行によって、確かに制限されるものの、停止はされない（BVerfGE 107, 104, 119=DVJJ-J 2003, 68, 71を参照）。例えば、促進および教育計画の作成のように、まさに教育上の訴えがある場合には、参加して発言する可能性が親に認められなければならない。彼らは重要な執行の決定（特に促進および教育計画の作成、修正、更新や移送等）によって情報を提供されなければならないだけでなく、可能であるならばすでに決定手続に関与しなければならない。このことは出所の準備にも当てはまる。

## 5 自発的な再社会化のために不明確な義務を課さないこと

在所者は法律に定められた具体的で個別な義務に服し、その枠組みにおいて積極的な協働へと促されるもする。(自身の再社会化という)「執行目的の達成に」協力するという在所者の一般的な義務は、内容に関して不明確で、実務上の扱いが難しく、(義務違反による懲戒処分や優遇措置からの除外を効果として帰結するために)恣意に対して強いわけではない。それゆえ憲法違反である。

## 6 少年援助 (Jugendhilfe) による義務的・必要的な協働 (verbindliche Mitwirkung)

少年援助の管轄権は、少年行刑の間なくならず、社会保障法典第8編の要請は、このことによって排除されない。それゆえ、青少年局 (Jugendamt) は、執行の始まりから終わりまで重要な役割を果たす。青少年局は、執行および出所を計画する際に、義務的・必要的な形で協働しなければならない、時宜に適うように再統合を準備する。青少年局のこの積極的な関与は、少年行刑法および社会保障法典第8編の施行法において、義務的・必要的なものとしてしっかりと規定されなければならない。

## 7 執行の包括的なネットワーク化

司法、保護観察、民間の犯罪者援助、そして少年援助のソーシャルワーカーは、共に、連続して [施設内における] 執行を越えて付き添うという在所者との関係 (Betreuungsbeziehungen zum Gefangenen) に従事しなければならない。最初から始められなければならないような事態が毎回起こらないように、他機関 (例えば、精神科病院、裁判所、警察、少年援助) の関連した情報は、入所時の診断と、促進および教育計画の作成の際に、考慮するようにされなければならない。特に出所準備の枠組みでは、ネットワーク化された措置と計画が重要である。

## 8 全ての在所者のためのチャンス

動機づけの作業は、執行においても、ソーシャルワークが当然に行うべき部分である。すでに協力準備が整い、協力する能力のある状態で作業を行う意欲を持つ者のみが、生産的な働きかけの機会を与えられ、他の者については断念されている。

いわゆるチャンスを与える執行(Chancenvollzug)の概念に基づけば、処遇措置と執行の緩和は、自発的に協力準備が整っている在所者にのみ認められる。行刑は、そのことで、教育的課題をなおざりにすることになる。こうしたチャンスを与える執行〔と呼ばれているもの〕は、〔その実〕チャンス(Chancen)を与えておらず、締め出し、そして切り詰めの執行(Ausgrenzungs- und Sparvollzug)である。

## 9 開放処遇の利用と拡充

再社会化と再統合に関して、出所しないうちに、在所者が社会で収入を得ることができ、あるいは上乗せできるということには、決定的な意義がある。それゆえ、開放処遇(これは、近年、実務では常に大幅に縮小されてきた)と執行緩和の可能性が、ますます利用されなければならない。そのため、開放処遇は、原則的な執行〔の形態〕として予定されなければならない。少なくとも、短期の少年刑(3年まで)の場合や自首犯(Selbststellern)の場合はそうされなければならない。開放処遇が除外されうるのは、原則的に、逃走または犯罪行為による濫用のおそれが事実により根拠づけられる場合だけである。

## 10 執行の緩和と自由な形式における執行

執行の緩和(特に休暇、帰休、外出)は、執行目的の達成にとって特に重要である。執行の緩和は、在所者が逃亡または犯罪行為のために執行の緩和を悪用しないと確認することに責任を持ちうるとき、認められなければならない。特に出所準備の際に「外に」向けて方向づけを増していくことが、不可欠である。

少年刑法および少年行刑は、新しいモデルや形態をテストする際の先駆者に常になってきた。それゆえ、ラントの少年行刑法は、自由な形式における執行のモデル・プロジェクト(少年裁判所法91条3項)を可能にする規定を含むものとされるべきである。

## 11 早期に出所準備を開始すること

執行は、入所時から、出所と再統合に方向づけられなければならない。遅くとも計画された出所の6ヶ月(短期の少年刑の場合は4ヶ月)前に、少年刑事施設は、

他の官庁および職種の者と共同で（6および7を参照）出所を準備する。執行は、緩和される（10を参照）。

## 12 単独室への収容；居室グループの行刑（Wahngruppenvollzug）

SiegburgとIchtershausenにおける在所者間で起こった殺人事件は、単独収容と在所者への十分な世話がいかに重要かということを示している。全ての在所者は、単独室に収容される権利を持つ。

見通しの効く居室グループは、社会性を学ぶこと、機能的集団を構成すること、そしてサブカルチャーを防止するために不可欠なものである。居室グループには、継続的に固定された職員を配置しなければならない。居室グループの構成は、12人を超えるべきではない。

少年行刑法は、そのために明確で義務づけを行う宣言を行わなければならない。このことは、連邦憲法裁判所も、2006年5月31日の判決（ZJJ 2006, S. 196f）で要求している。

## 13 独立の少年刑事施設

少年刑の執行は、独立した少年刑務所で行われる。成人行刑施設に〔少年を〕編入することや、同一施設において少年刑と自由刑を執行することは、排除されなければならない。刑事施設は、さしあたり（最大10年間の猶予期間を設ける場合には）在所者の数を多くても240人とすることを目標にしなければならない。長期的には、より小さな、脱集権化された施設が目指されなければならない。

## 14 若年の女性と女子少年の特殊な状況

女子少年と若年女性は、（少年）行刑においてごく少数であり、彼女たちのために十分な配慮がなされているわけではない。彼女たちは、特別な施設または建物に収容されなければならない。

## 15 外部交通を促進すること

信書および電話による外部との交通は、促進されなければならない、広い範囲で可

能にされなければならない。行刑における面会の時間は、最小でも月4時間である。家族との接触は、それ以上に特に促進されなければならない。懲戒処分を理由として制限することは許されない。小包の受領は、食料品が入ったものでも、保障されなければならない。

## 16 教育を求める権利

卒業資格の提供は、十分な卒業資格を持たない全ての在所者に対して、保障されなければならない。職業教育に関しては、未来指向の、時流に適った、在所者に現実的な雇用の機会を斡旋するような提供が行われなければならない。行刑において始められた職業教育は、出所後も刑事施設において継続することができる。学校と職業教育は、作業に優先する。このことは、報酬にも表れなければならない。

## 17 社会保険

社会保険の制度に在所者を加入させることが、保障されなければならない。

## 18 懲戒に対する紛争の調整の優先

在所者間の紛争や、在所者と職員との紛争は、行刑において日常的なものである。促進と教育に向けられた少年行刑は、まずもって懲戒の代わりに紛争の調整を重視しなければならない。それゆえ、少年行刑法は、紛争を調整する方法を予め準備しておかなければならず、懲戒処分に対してこれを優先させなければならない。

紛争は、教育的な話し合いでも解消されうる。それとは反対に、それを越えるような制裁的な教育措置を容れる余地は、そこに規律秩序を維持するための懲戒の要素が混じり込むために、ない。懲罰制度は、包括的に整理されなければならない。懲戒処分の規定を整える際には、その対象になる行為の型 (Tatbestände) と科すことが許される制裁措置を十分明確に規定しなければならない。懲戒処分は、関与者との紛争の調整が成功しなかった場合、またはこの紛争の調整もしくは教育的な話し合いが不適切である場合に、科される。こうしたことは、根拠づけられなければならない。単独収容 (拘禁) は、せいぜいのところウルティマ・ラティオ (最終手段) として予定することが許される。自由を奪われた少年の保護に関する国連規則

の67条は、非人道的で品位を傷つける扱いを禁じている。実務は、少年行刑がこの懲戒処分なしでもやっていけることを示している。

## 19 少年行刑における銃器の禁止

少年刑務所において、銃器の携行と使用は、許されてはならない（自由を奪われた少年の保護に関する国連規則65条）。必要な場合に招かれる外部の警察力に関して、銃器の使用は、これに適用される法的根拠（警察法）において規整される。

## 20 実効的な権利保護制度をつくること

権利保護制度は、[少年という] ターゲット・グループの考え方に沿って実効的なもので、彼らにとって分かりやすいよう形成されなければならない。執行上の措置（Vollzugsmaßnahmen）に対する救済の訴え（Rechtsmittel）を管轄する裁判所は、[施設の近くの] 地域にあるものでなければならない、（行刑法109条以下のような）純粹に書面による手続では不十分である。それゆえ、（裁判所による権利保護の管轄権を持つ）連邦の立法者は、遅滞なく（unverzüglich）連邦憲法裁判所が示した基準に見合う権利保護制度をつくらなければならない。ラントの立法者は、[州法である] 少年行刑法において実効的な不服申立の手続（Beschwerde- und Widerspruchsverfahren）を予め準備しておかなければならない。

## 21 行刑委員（Strafvollzugsbeauftragte）

国際的な基準と国際法上の準則に注意を払い、これらを遵守するために、各々の連邦諸州において、全ての施設に出入りする権限を持ち、在所者と苦情に関する相談を行うことができる独立の委員が置かれる。このことで、拷問禁止条約に関する補足規定3条による拷問およびその他の非人道的な扱いを予防するための国家の使命を果たすことになる。

行刑委員は、十分に業務に見合った基盤を与えられなければならない。行刑委員は、刑事施設における人権状況について毎年報告を行う。施設の秩序が許す範囲で、行刑委員は、聴聞権と告発権を持つ。行刑委員は、定期的な行刑レポートを作成する専門家を選ぶ際に関与する（22を参照）。

## 22 実効的な執行の形成、評価

連邦憲法裁判所の判決によれば、ラントは再社会化の要請に向けられた処遇コンセプトの実効性を常に検証しなければならない。ラントは、観察と改善を義務づけられる。そのためには、必要なデータを集め、統計を用いることが必要である。犯罪学およびその他の適切な研究施設は、効果に関する研究と執行の評価に関与しなければならない。規則的な間隔で、執行形成を改善するための具体的な勧告を含む、(少年)行刑の展開に関する学術的で定期的なレポートが、提出されなければならない。

## 23 資格を有する十分な数の職員

法律は、十分な数の職員の配置を保障しなければならない。特に、週末や休日でも在所者が面倒をみられることや、十分な休暇の申出がなされるようにすることを、人員の基準 (Personalschlüssel) は、確かなものにしなければならない。職員は——専門職の場合であっても一般職であっても、同様に——定期的に専門教育を受けなければならない。監督 (Supervision) が、保障されなければならない。

**結語：**ここに記した少年行刑における最低基準を定着させることは、少年行刑の現状よりも多くのコストと結びつく。この最低基準の遵守が [社会への] 再統合の改革と再犯の予防により、[在所者以外の] 他者の立場でも、人道的で、かつ財政的にもコストの節約になるということを度外視するとしても、この最低基準は法治国家および社会国家の原則から要請される。人権と合理的な介入に方向づけられた21世紀のヨーロッパにおいて少年行刑の運営に携わろうとする者は、これを避けて通ることはできないのである。

(武内謙治、大谷彬矩)